相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高井戸東二丁目五五五番地、最後の住所島根県仁多郡奥出雲町大呂九四六番地二　　被相続人　亡　中村　**隆俊**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月六日

島根県松江市北田町二〇番地一　岡崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鳥居　竜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区観音新町一丁目六番、最後の住所広島市西区観音新町一丁目六番九号

被相続人　亡　濱下　則子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月六日

事務所　広島市中区八丁堀五番二二号　メゾン京口門六階

相続財産管理人　司法書士　塚　永行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区東白島町六一番地、最後の住所山口県岩国市昭和町一丁目一二番二〇―五〇四号　　被相続人　亡　紙田　滿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月六日

事務所山口県岩国市今津町一丁目一六番一九号　相続財産管理人　三井　ゆか

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区上富野四丁目一一二〇番地、最後の住所北九州市小倉北区赤坂五丁目五番二七号　　被相続人　亡　其木　則雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月六日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧山　愛美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市藤附町三七七番地、最後の住所北九州市小倉北区清水一丁目三番二一―二〇三号　　被相続人　亡　藤附　榮二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月六日

北九州市門司区中町二番一号えきマチ一丁目門司三〇三号弁護士法人ピース門司中央法律事務所支部

相続財産管理人　弁護士　米倉　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市広田一丁目一番地、最後の住所長崎県佐世保市元町三番八号　　被相続人　亡　岡本　幸実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月六日

佐賀県伊万里市大川町大川野一一七三番地、事務所佐賀県伊万里市立花町四〇八八番地二　相続財産管理人　髙島　定雄

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年四月六日

一　墳墓等所在地　京都府京都市伏見区三栖町二丁目八〇四

一　墳墓等の名称　長光寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　藤田甚吉、その他不詳二墓所

一　改葬を行おうとする者　京都府京都市伏見区三栖町二丁目八〇四　宗教法人長光寺　代表役員　羽栗　信明

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、当該登録包括信用購入あっせん業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所の名称及び所在地

①　名称　株式会社エヌシーマック

②　代表者の氏名　穴口　昭三

③　主たる営業所の名称及び所在地

本社　北海道旭川市五条通八丁目左二号

④　その他の営業所の名称及び住所

稚内支店　北海道稚内市中央二丁目五番一九号、留萌支店　北海道留萌市錦町三丁目、深川営業所　北海道深川市三条一〇番三〇号、札幌支店　札幌市中央区北一条西二丁目一番地、富良野営業所　北海道富良野市本町二番二三号、小樽営業所　北海道小樽市稲穂二丁目樽石ビル四階、余市店　北海道余市郡余市町黒川町一二丁目五二番地

二、当該登録包括信用購入あっせん業者であった者の登録の年月日及び登録消除の年月日

登録の年月日　平成二十二年六月一日

登録消除の年月日　平成二十七年四月十三日

三、当該登録包括信用購入あっせん業者であった者の営業保証金の額

営業保証金の額　四十五万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を北海道経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の営業保証金は取戻されます。

平成二十八年四月六日

北海道旭川市五条通八丁目左二号

株式会社エヌシーマック

代表取締役　穴口　昭三

第36期決算公告

平成28年4月6日

東京都中央区築地七丁目14番6号

國信興業株式会社

代表取締役　國谷　信雄

貸借対照表の要旨

（平成27年5月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,665
	固定資産	597,270
	資産合計	615,936
負純資産の債及び部	流動負債	107,819
	固定負債	420,653
	株主資本	87,464
	資本金	26,000
	利益剰余金	61,464
	その他利益剰余金	61,464
	（うち当期純利益）	(4,989)
	負債・純資産合計	615,936

第26期決算公告

平成28年4月6日

埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目535番1号

株式会社東武セレモニー

代表取締役　田中　景一

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	293,106
	固定資産	386,741
	合計	679,847
負純資産の債及び部	流動負債	279,370
	預り金他	1,202
	賞与引当金	278,167
	固定負債	5,400
	株主資本	395,077
	資本金	30,000
	利益剰余金	365,077
	その他利益剰余金	365,077
	（うち当期純損失）	(107,504)
	合計	679,847

第5期決算公告

平成28年4月6日

徳島県徳島市川内町平石若松108番地4

はーとふる川内株式会社

代表取締役　西野　直樹

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	200,261
	固定資産	123,857
	資産合計	324,118
負純資産の債及び部	流動負債	18,475
	固定負債	151,695
	株主資本	153,948
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	（資本準備金）	(75,000)
	利益剰余金	3,948
	（利益準備金）	(0)
	（その他利益剰余金）	(3,948)
	（うち当期純利益）	(6,633)
	負債・純資産合計	324,118